

# 大垣市生涯学習バンク 実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市民の生涯学習活動を支援するため、生涯学習団体・サークルに関する情報（以下「団体・サークル情報」という。）を登録し、市民に登録情報を提供する大垣市生涯学習バンク（以下「生涯学習バンク」という。）事業の実施について必要な事項を定め、もって生涯学習の推進に寄与することを目的とする。

## (団体・サークル情報)

第2条 この要綱において「団体・サークル情報」とは、市民が生涯学習を行う上で必要な情報が得られる生涯学習活動等を行っている団体・サークルの情報であって、市長が適当と認めたものをいう。

## (登録資格)

第3条 生涯学習団体・サークルとして登録することができるものは、市内で生涯学習活動等を行っている次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学習や芸術活動を行ったり鑑賞しているもの
- (2) スポーツ又はレクリエーション活動を行っているもの
- (3) 地域活動又はボランティア活動を行っているもの
- (4) その他市長が適当と認めたもの

## (登録手続及び期間)

第4条 生涯学習バンクに登録をしようとする者は、大垣市生涯学習バンク登録申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、登録申込書の提出があった場合において適当と認めたときは、登録を行うものとする。
- 3 登録期間は、登録日の属する年度の末日とする。ただし、登録された団体・サークル（以下「登録者」という。）から取消しの申出がないときは、1年ごとに自動更新するものとする。

## (登録の抹消)

第5条 市長は、登録者が、生涯学習団体・サークルとしての機能を失ったとき、又は生涯学習団体・サークルとしてふさわしくない行為をしたときは、その登録を抹消することができる。

(登録情報の公開)

第6条 市長は、市民の要請に応じるため、生涯学習バンクの登録者に関する情報を公開するものとする。ただし、登録者が一般への非公開を申し出た部分については、公開しない。

(適正管理)

第7条 市長は、団体・サークル情報が適正に管理され、保護されるよう必要な措置を講じなければならない。

(閲覧、訂正等の申出)

第8条 市長は、登録者から団体・サークル情報の閲覧、訂正、利用、抹消等の申出があったときは、これに応じなければならない。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。